

第2回世田谷区児童福祉審議会 本委員会議事録

▽日 時

令和8年1月16日（金）18：30～

▽場 所

世田谷区役所東棟3階 庁議室

▽出席委員

松原委員長、鶴養副委員長、天野委員、有村委員、石渡委員、川松委員、木田委員、小橋委員、田中委員、平本委員、普光院委員、山本委員、吉田委員

▽欠席委員

池田委員、中板委員、丹羽委員、松田委員、松谷委員

▽事務局

松本子ども・若者部長、寺西子ども・若者支援課長、石山児童相談支援課長、北川保育課長、河島児童相談所長、柏原児童相談課長（副所長）、宮川一時保護課長

▽資 料

資料1 乳児死亡事案の発生について

資料2－① 令和7年度における各部会の開催状況について（里親部会）

資料2－② 令和7年度における各部会の開催状況について（措置部会）

資料2－③ 令和7年度における各部会の開催状況について（児童虐待死亡事例等検証部会）

資料2－③（別添1） 児童虐待死亡事例等検証部会 検証実施基準

資料2－③（別添1別紙） 検証実施基準（指標）

資料2－③（別添2） 世田谷区における児童虐待死亡事例等検証報告書（令和6年度発生分）【概要版】

資料2－④ 令和7年度における各部会の開催状況について（保育部会）

資料3 児童福祉法等の改正（虐待対応の強化）に伴う実施体制等の整備について

資料3（別紙1） 施設職員による虐待を発見したときの世田谷区の通報窓口（チラシ）

資料3（別紙2） 子どもに関する施設等における虐待通報窓口（世田谷区HP）

資料3（別紙3） 子どもに関する施設等における虐待通報件数について

資料4 乳幼児短期緊急里親モデル事業の実施状況について

資料5 意見表明等支援事業の実施状況について

資料6 令和6年度世田谷区児童相談所運営状況（事業概要）等報告について

資料6（別紙） 令和6年度世田谷区児童相談所運営状況（事業報告）等報告

▽議事

寺西課長

お待たせいたしました。定刻になりましたので、令和7年度第2回世田谷区児童福祉審議会本委員会を開会いたします。

本日はお忙しい中、また、夜間開催の会議に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきます子ども・若者支援課長の寺西でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

また、本日は議事録作成のために速記者による記録をさせていただいておりますので、御承知おきください。

今回は対面とT e a m sを併用しての会議とさせていただきますので、御協力をいただければと思います。T e a m sで御参加いただく委員は、石渡委員、木田委員、小橋委員、田中委員、平本委員、山本委員でございます。御発言の際には挙手機能を使っていただきますようお願いいたします。

また、本日、池田委員、中板委員、丹羽委員、松田委員、松谷委員は、所用のために御欠席の御連絡をいただいております。

それでは、会議の開催に当たりまして、子ども・若者部長の松本より御挨拶を申し上げます。

松本部長

皆様、こんばんは。子ども・若者部長の松本でございます。本日はお忙しい中、また、夜間の開催にもかかわらずお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日は、令和7年度の第2回、そして、令和6年・7年度の2年間にわたります第3期目の最後の児童福祉審議会本委員会となります。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

まず、昨年11月に区内において発生いたしました乳児の死亡という大変痛ましい事案について、御報告をさせていただきます。当事案につきましては、現在も警察の捜査中となりますため、現段階で区が把握をしている状況、それから、今後の区の対応についての御報告となります。なお、今後につきましては、当事案について児童虐待死亡事例等検証部会で検証を行っていく予定でございます。当部会委員の皆様におかれましては、御協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、常設の各部会より今年度の開催状況につきまして、現時点での内容を御報告いたします。

その後、児童福祉法等の改正に伴います実施体制等の整備についての御報告をいたします。こちらは、昨年10月1日に児童福祉法の改正法が

施行されたことに伴います、虐待通報窓口の整理などの区で実施している取組や今後の虐待発生予防、それから早期対応に向けた取組についての御報告となります。児童福祉審議会におきましても、令和8年度からの体制強化を検討しておりますので、併せて御報告をさせていただきます。

そのほか、今年度から開始した乳幼児短期緊急里親モデル事業の実施状況や意見表明等支援事業の実施状況についての報告、最後に、定例の報告でございます令和6年度の世田谷区児童相談所運営状況（事業概要）等の報告を案件とさせていただきますと思います。

それでは、本日も委員の皆様には忌憚のない御意見を賜りたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

寺西課長

それでは、議事に入る前にお手元の資料について確認させていただきます。まず、次第がありまして、続いて右上に番号が振ってある資料が1から6までございます。不足している資料がありましたら、会議の途中でも構いませんので、挙手でお知らせいただければと思います。

それでは、今後の議事につきまして、松原委員長、よろしく願いいたします。

松原委員長

よろしく願いいたします。今日は、令和7年度第2回世田谷区児童福祉審議会になります。議事のほうに早速入っていきたく思いますので、御協力をお願いします。

まず、議事の(1)乳児死亡事案の発生について、事務局より御説明をお願いいたします。

事務局

児童相談支援課より、乳児死亡事案の発生について御報告をいたします。資料1を御覧ください。令和7年11月の子ども・若者施策推進特別委員会で報告した資料に沿って御説明をさせていただきます。

1の主旨でございます。令和7年11月3日深夜に、区内において乳児が死亡する大変痛ましい事案が発生いたしました。現在、捜査中ではありますが、現段階で区が把握している状況及び区の対応について報告をいたします。

2の事案の概要でございます。(1)発生日、令和7年11月3日深夜、(2)被害児童、生後3か月の女児、(3)発生概要、被疑者(母)による殺害の疑いとなります。

3の主な区の関わりでございます。保健福祉センターの健康づくり課、子ども家庭支援課において、令和7年5月の妊娠期面接以降、出産前後における面接、訪問、産後ケア事業、家事援助などにより養育の支援を行ってまいりました。令和7年10月7日からは、本児の面前での夫婦

げんかを主訴に支援を行っており、父母による本児への暴力がなく、父母間の関係再構築が課題と捉え、子ども家庭支援課から児童相談所への連絡は行わずに、子ども家庭支援課が主担当となって状況を確認しておりました。児童相談所は、令和7年11月2日に本児の面前での口論による心理的虐待で警察からの口頭通告を受けていました。

4の今後の区の対応でございます。(1)世田谷区児童福祉審議会児童虐待死亡事例等検証部会における検証。警察における捜査中であるため、区として把握できる情報に制約はありますが、事案の発生原因の分析や再発防止策の検証について、国通知等に基づき世田谷区児童福祉審議会児童虐待死亡事例等検証部会において検証方法等を含め検討を行います。(2)本家庭への支援。父へのアプローチ及びフォロー等の対応を実施いたします。(3)職員等のメンタルケア。本家庭への支援に対応した区及び事業所の職員に対し、メンタル面のフォローを職員厚生課や事業所の協力を得ながら実施をいたします。

冒頭、部長からもお話いただきましたが、警察の捜査内容は現時点で確認できておりません。経過等詳細については区が可能な範囲で情報収集をし、今後は検証部会の中で、問題点、課題の分析をして、再発防止に向けて検討をしております。

説明は以上でございます。

松原委員長

ありがとうございました。この件につきまして、御質問、あるいは御意見をお願いしたいと思いますので、いかがでしょうか。

委員

本当に痛ましい事件ですが、区としての検証部会がスタートするのはいつなのか、既に動き出しているのか、そのあたりを教えてください。

事務局

児童相談支援課からお答えいたします。実は令和8年1月8日に、既にこの事例については第1回目の検証部会を開催しております。この中では、検証の目的ですとか、事例の概要の把握、次回以降にその事案を検討する上でどういった調査が必要かですとか、どこの機関にヒアリングをするか、そういったことを確認したような状況であります。今後、関係者をお呼びしてのヒアリングを実施して、その後、検証に入っていくという流れになります。

委員

大変な作業ですが、よろしく願いいたします。

松原委員長

今の御発言の中に関係者というお話が出たんですが、今のところはどんな機関を想定されていらっしゃるんですか。

事務局

資料の中にもございますが、今のところはこの家庭に関わっていた、健康づくり課、子ども家庭支援課、児童相談所になります。また庁外ですと、医療機関等の支援が入っておりましたので、医療機関、事業所な

どに入ってください予定です。

松原委員長

なかなか警察の捜査が終わらないと詳しい情報は出てこないかもしれませんが、検討のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

ありがとうございました。

それでは次に、報告(2)令和7年度における各部会の開催状況についてになります。

まず、各部会長より順番に御報告をいただき、まとめて御質問等を伺ってまいりたいと思ひますので、里親部会から御説明をお願ひいたします

事務局

部会長に代わりまして、事務局より御報告させていただきます。

里親部会は、児童福祉法に基づいて区が里親を登録しようとする際に、区から諮問を受けて審議し、その結果を答申する部会になります。

今年度の部会の審議内容につきましては、資料2-①を御覧ください。

1の開催回数でございます。部会は年3回開催することにしており、今年度は令和7年7月4日、11月10日に開催いたしました。3回目は令和8年3月13日に開催する予定です。

次に、2の審議件数です。今年度に諮問を受けた件数は合計7件です。その内訳は、養子縁組を目的とせず子どもを一時期間養育する養育家庭が3件、養子縁組を目的として子どもを養育する養子縁組里親が2件、専門的ケアを必要とする子どもを養子縁組を目的とせず一定期間養育する専門養育家庭が2件でございます。

最後に、3の令和7年度第3回里親部会についてです。今年度の第3回目の里親部会は、先ほども申し上げましたとおり、令和8年3月13日に開催を予定しており、現時点での審議予定件数は3件です。内訳としましては、養育家庭が1件、養子縁組里親が2件です。また、区内里親新規登録数等については参考に記載をしておりますので、後ほど御覧ください。

御報告は以上になります。

松原委員長

ありがとうございます。

それでは続きまして、措置部会より説明をお願ひいたします。

委員

令和7年度における措置部会の開催状況につきまして報告させていただきます。

お手元の資料2-②を御覧ください。措置部会では、児童福祉法に基づき、子どもまたはその保護者の意向が児童相談所の措置と一致しない場合などに、世田谷区長からの諮問を受けて審議し、その結果を答申し

ております。また、過去に部会より意見具申または助言を行った案件に対して、その後の援助経過の報告などを児童相談所から受けることもございます。

まず、部会の開催回数につきまして、審議・報告案件がない場合に流会となることを除き、原則として毎月開催することとしております。令和7年度におきましては、資料に記載のように12月31日現在で7回開催しております。審議及び報告件数につきましても資料に記載のとおりですが、令和7年度は12月31日現在で審議8件、報告1件を受けております。事例の種別及び内訳につきまして、件数の下に記載しております。

なお、審議案件につきましては、いずれも児童相談所の援助方針が適当であると認め、留意事項を付して答申いたしました。

次に、児童からの申立てに係る審議でございます。資料の裏面へお移りください。令和7年度は、12月31日現在で1件の申立てがございました。申し立てられた内容については資料に記載のとおりですが、本件について、受理時点で既に児童が家庭復帰をしており、かつ申立てに係る児童の意向と児童相談所の援助方針が一致していたことから、児童及び児童相談所への調査等の対応は行わない旨、措置部会に報告されております。

次に、被措置児童等虐待の状況報告をさせていただきます。措置部会は、児童福祉法の規定に基づき、世田谷区から被措置児童等虐待への対応について報告を受けた際、区長に対し意見を述べることでござっております。令和7年度は区へ1件、被措置児童等虐待通告がございました。なお、本件については令和7年3月31日に受理をしております。区から報告を受け、部会として意見を述べておりますが、虐待非該当として区の調査等対応を進めております。

措置部会からの報告及び説明は以上であります。

松原委員長

ありがとうございました。

続いて、児童虐待死亡事例等検証部会につきまして説明をお願いいたします。

事務局

部会長に代わりまして、事務局より御報告させていただきます。

それでは、資料2-③を御覧ください。今年度、本部会は令和8年1月16日現在で5回開催いたしました。

主な議事についてですが、第1回から4回が令和6年度発生事例の検証について、第5回以降が令和7年度発生事例の検証について、こちらは先ほど御説明をさせていただいた乳児死亡事案についてになります。令和7年度発生事例の検証については、今年度中にあと数回開催する予

定となっております。

続きまして、令和6年度発生事例について検証報告書を取りまとめましたので、資料2-③別添2の概要版について御説明させていただきます。

では、資料の1ページを御覧ください。まず、(1)検証の目的です。本検証は、児童虐待の防止等に関する法律、また、令和7年3月28日付こども家庭庁の通知を参考に、事実の把握、発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討するために行いました。(2)検証の方法です。本検証は、令和7年7月から11月まで計4回開催した本部会において、関係機関からの情報収集やヒアリングを通じて、問題点、課題を分析し、再発防止に向けた提言を取りまとめました。

続きまして、2の事例の概要です。令和6年5月、当時生後2か月の男児、以下本児とさせていただきますが、頭部外傷や多発肋骨骨折など生命の危険に関わる外傷を負い、医療機関から児童相談所に通告がありました。当該家庭は、実父母、兄、本児の4人世帯ですが、同月、本児と兄が一時保護をされ、警察は両親に対する捜査を開始いたしました。その後、本児の病状は回復し、虐待の有無含め受傷原因は未解明ではありますが、父母に対する児童相談所からの指導や親族による支援状況等を踏まえ、兄、本児ともに家庭復帰となっております。

続きまして、事例発生前の経過になります。(1)本児の兄についてです。妊娠期面接や出産後の各健診の際に、母の産後養育に関するイメージが乏しいこと、体重増加不良については、母子保健部門において確認されていたものの問題視されず、具体的な対応に至っておりませんでした。また、令和5年1月、本児の兄は当時0歳8か月でしたが、そのときに頭部外傷により医療機関を受診していました。ただ、医療機関は受傷原因を虐待によるものとはせず、区への情報提供は行われておりませんでした。

(2)本児についてです。令和6年4月、事例発生の約1か月前ですが、区の母子保健部門は、本児の手の指や足底にやけど、顔の傷、また、けがに対する父母の説明の不自然さ、そういったものについて乳児期家庭訪問の委託指導員や1か月健診を受診した医療機関からも報告を受けておりましたが、母への電話での聞き取りのみで対応を終了し、実際の家庭訪問には至っておりませんでした。

資料2ページを御覧ください。3の検証から明らかになった課題です。まず、兄への関わりにおける課題です。1つ目の矢印になります。体重増加や発達についての確認は基本、兄の発育状況等を踏まえると、

子育て支援、予防的な支援ですけれども、そういった視点で関わりを持つべき家庭ではなかったか。2つ目の矢印、母の困り感は全くないという表面的な姿勢と兄の発育状況等にアンバランスさを感じ、違和感を持つべきだった。3つ目の矢印、兄の頭部外傷時、医療機関で確認できた情報のみで虐待通告に結びつけることは難しかったと思われるが、見えない背景やリスクを考慮し、虐待対応ではなく、予防的な支援という視点に立った対応が必要だったといったことが挙げられました。

右側、考察です。健診時の事象や発育状況など、一つ一つは小さな違和感であっても、経過として積み重ねることでその先のアセスメントが変わってくることで、また、仮に兄の頭部外傷発生時に医療機関から区へ情報提供があり、かつその時点で当該家庭に対して何らかの支援の必要性を区が認識していれば、この時点で区は予防的に当該家庭と関わりを持っていた可能性がある、その後発生する本児のやけどなどを認知した時点で、区の対応も違うものになっていた可能性があるといったことが挙げられました。

次に、本児への関わりにおける課題です。1つ目の矢印、4か月未満のやけどは虐待の可能性が極めて高く、相当に緊急度が高いという認識を持ち対応をすべきだった。2つ目の矢印、傷あざがあるにもかかわらず、電話で対応を終わらせたことなどは適切ではなかった、養育の状況や環境、実際の傷あざ等を現地で確認することに加え、父母との面接等を通じ、なぜ起こったかという視点も含めてアセスメントをし、原因を解明できるよう行動を取るべきであった。3つ目の矢印、情報のキャッチからその後の対応、支援に至るまで組織対応を徹底すべきであったなどが挙げられました。

右側、考察です。当該家庭と予防的な関わりを持つためにも即座に訪問することが必要であること、リスクの視点と支援の視点を両立させたアセスメントが必要であること、様々な情報の収集や蓄積と、それらを組織として多角的に分析し、即座に対応することが重要であること等が挙げられました。

続きまして、3ページを御覧ください。4の再発防止に向けた提言です。提言①は、リスクアセスメントとニーズアセスメントの充実です。リスクや緊急性を見極める視点が重要であり、リスクが表面化していない場合や家庭が支援を求めている場合でも、特に母子保健部門においては、予防的に関わる中で支援を行うという姿勢が重要であること。リスクと潜在的ニーズは表裏の関係性にあるため、リスクとニーズのバランスを考えながら幅を持たせた視点でアセスメントを行う必要がある

ことなどが挙げられました。

提言②は、予防的な関わりの中での支援です。父母に寄り添う姿勢を持ちながら関係性を構築していくことが必要であり、支援者はニーズの裏にリスクがあるという認識を常に持ちながら対応していくことが求められるなどが挙げられました。

提言③は、組織的な対応の徹底です。ここでは、管理職や係長級を含め組織として共有することはもとより、アセスメントを踏まえた対応方針や対応結果についても組織的に決定、共有し、その後の経過等を適宜確認していくことが重要であること。経験の浅い職員に対しては丁寧なサポートが必要であり、中堅職員やベテラン職員の日常的な関与の在り方など組織としてのサポート体制の構築が求められることなどが挙げられました。

提言④は、医療機関との連携強化です。虐待対応としてだけでなく、予防的な支援という視点においても、日常的に医療機関と連携し、積極的に情報提供が行われるような関係性が築かれることが望ましいこと。医療機関から情報提供があった場合などは、その後の対応状況等について可能な範囲で医療機関にフィードバックをする等、ささいなことでも情報共有をしていくことで良好な関係性の構築につながることなどが挙げられました。

本報告書の作成につきましては、本児の病状が回復していること、警察の捜査状況が明らかにされていないこと等から、プライバシー保護については慎重に扱い、個人の特がされないよう配慮しております。また、事実関係が一部未確定のまま実施されている点についても御留意いただければと思います。

御報告は以上でございます。

松原委員長

ありがとうございました。

それでは、保育部会より説明をお願いいたします。

委員

保育部会について御報告させていただきます。

資料2-④を御覧ください。保育部会では、児童福祉法に基づく保育所等の認可等について質問を受け、その適否について審議し、答申しております。

令和7年度の保育部会の開催状況ですが、第1回を令和7年10月17日に開催し、審議案件はありませんでしたが、5件の報告を受けました。

報告事項の詳細につきましては、資料2-④にございますとおり、児童福祉法改正に伴う虐待対応強化に関する体制整備の報告、区内の保育施設において発生した虐待事案の報告、令和8年度から新たに開始され

るこども誰でも通園制度、また、ベビーシッター利用支援事業の検討状況に関する報告を受けました。

また、後ほど事務局より報告のあります児童福祉法等の改正（虐待対応の強化）に伴う実施体制等の整備についての保育部会の体制強化について、意見交換を行いました。

こども誰でも通園制度については、令和8年4月からの事業開始に向けて、1月以降に実施する保育部会で認可についての諮問を受けることを確認し、認可手続等に関する意見交換を行いました。引き続き、保育部会では子どもを中心とした保育が実現できるよう審議を行ってまいります。

保育部会からの御報告は以上でございます。

松原委員長

ありがとうございました。

それでは、各部会の報告が終わりましたので、御意見、御質問があれば、お受けしたいと思います。いかがでしょうか。

委員

死亡事例検証報告書について御報告いただきましたが、今後、この報告書の活用方法、関連機関に対してどういうふうに周知していくのかとか、ここでの提言内容をどうやって実現につなげていくのかとか、現時点でどうお考えなのか教えていただければと思います。

松原委員長

あわせて、この御家庭に対するサポートは今どうなっているのかも教えていただければと思います。

事務局

ありがとうございます。まず、報告書がまだ出来上がったばかりというところなので、この先、具体的なところまでは至っていないのですが、今後、この事案が発生した支所に限らず、5支所でこの報告書を活用して、読み合わせをするですとか、事例検討をすることは予定しております。最終的には、全体研修という形でこの報告書を活用して、外部講師を呼ぶなどの検討を始めているところになります。

関係機関に関しましても、この報告書については御報告をさせていただくという流れになるかと思います。

家庭へのサポートについては、実はこの御家庭は御親族の支援を入れて、家庭引取りをしていくというふうに進めておりまして、その御親族が区外にございますので、区外の自治体のほうに丁寧に引継ぎをして、今はそちらの自治体で、世田谷区と同じように保健師や子ども家庭支援センターが関わるという形で支援をしております。

松原委員長

ほかにかかでしょうか。

委員

発言の機会をいただき、ありがとうございます。先ほど、死亡事例への対応のところで区からのお話があったけれども、私は今、新し

い死亡事例の検証にも加わらせていただいている、ニーズキャッチの部分だと共通しての課題、システム上の課題がもしかしたらあるかもしれないと思って見ております。そういった意味では、研修などを組む際には、やはり両方を併せて検討していただいてもいいのかなと思っていません。

事務局
委員

ありがとうございます。

検証報告書の活用という先ほどの御報告について、少し細かいことになりますけれども、質問です。

児童相談所で把握してきた事実と母子保健部門で把握した事実というのは、即座にすり合わせるということはなされたんでしょうか。それとも別々にケースが存在していて、そのケースの情報を総合して判断するというプロセスがあったのかどうか、教えてください。

事務局

通常、母子保健と児童相談所の情報共有は、ケース・バイ・ケースではあるんですけれども、毎月の合同会議という地域ごとにやっている会議の中で情報共有をしております。一緒に関わるような事例についてはリアルタイム、即座にということになります。

ただ、この事例の場合は、事例が発生して医療機関から通告が来るまでは児童相談所には全く情報が上がってきていないケースでしたので、この母子保健のやけどとかそういった情報が最初は知らず、後から聞き取りをして分かりました。

当初から予防的な支援というのが提言にありましたけれども、この御家庭にそういった形であまり入り込めていなかったという実態があるので、児童相談所の関わりの中から、当時の養育状況ですとか、お父さん、お母さんの養育観みたいなのは、後から児童相談所が関わる中で把握してきたというのがこの事例に関しての経緯です。

なので、この事例で言うと、そういった関わりはずれがありましたが、最初から児童相談所と一緒に動くべきという判断があって情報共有をしていた事例については、リアルタイムにやり取りができるような仕組みにはしてあります。

委員
松原委員長

ありがとうございました。

ほかはいかかでしょうか。

それでは、報告(3)児童福祉法等の改正(虐待対応の強化)に伴う実施体制等の整備について、事務局より御説明をお願いいたします。

事務局

御説明いたします。資料3を御覧ください。世田谷区議会の子ども・若者施策推進特別委員会で9月24日に報告した資料を使わせていただきます。

1の主旨でございます。昨年10月1日に児童福祉法の改正法が施行されまして、この法改正で追加された虐待の通報義務の対象施設・事業について実施体制を整備し、虐待の発生予防及び早期対応により一層取り組んでいくというものでございます。

2の法改正の概要でございます。4つ記載があります。虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通報義務、こちらは区を含む自治体と捉えていただければと思うんですけども、都道府県等による事実確認や児童の安全な生活環境を確保するために必要な措置、都道府県等が行った措置に対する児童福祉審議会等による意見、都道府県による虐待の状況等の公表等、これまで児童養護施設等の職員など一部の職員の規定だったものが、下の囲みにあります保育所をはじめとした、保護者と離れた環境で児童に支援を行う施設・事業まで対象になるというような改正内容でございます。

3の法改正に伴う実施体制の整備でございます。この改正に伴いまして、国のほうでこれまであったガイドラインを、新たに保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドラインということで発出されております。区はこのガイドラインに基づきまして、児童相談所や保育施設等で既に実施している取組を継続しながら、今回新たに対象になった施設・事業について、関係部署間の連携を図りながら対応をしてきております。

また、10月1日までに、保育施設、幼稚園、学童クラブ等、今回対象になった施設に対して、この法改正の内容の周知徹底等を行ってきております。

具体的には、(1)国のガイドラインに基づく対応を御覧ください。まず、①としまして、虐待に関する通報窓口の設置・周知となります。今回の法改正で対象となる施設につきまして、虐待または虐待が疑われる事案を発見した場合の通報窓口を、電話やウェブなど複数の方法により設置をし、個別の通知、研修会等々で周知、また、広く区民に向けても周知を行ってきております。

別紙1に、「施設職員による虐待を発見したときの世田谷区の通報窓口」ということで、こちらは施設向けに配付したものになります。施設の中で掲示をしていただいで、もし職員がそういった行為を発見したときは、電話やウェブを使って通報をお願いしますという周知を行っております。

また、次の別紙2を御覧ください。こちらは区のホームページの虐待通報窓口のページとなっております。施設ごとにページを分けておりま

して、例えば公園などで見かけたとか、どこの施設かちょっと特定できない場合は、一番可能性が高いと思われる保育施設のほうに一旦は通報いただくというような取扱いで整理をしております。

別紙3を御覧ください。こちらは10月1日から12月末まで、3か月の間に通報があった具体的な件数等々でございます。記載のとおり、合計で16件通報がございました。ただ、まだ調査中のものもあるんですけれども、現時点で虐待に該当しているものはゼロ件となっております。また、通報経路ごとの通報件数は下に記載のとおりでございます。

資料3に戻りまして、これが(1)の①となります。

②以降については、実際に虐待があった場合の対応ということになります。②については、通報に伴う児童の安全確保及び事実確認等、③として、該当の施設に対する指導または助言、④としまして、児童福祉審議会への報告及び審議会の意見を踏まえた再発防止策の実施ということで、虐待に関する事実確認の結果ですとか、施設に対する指導の内容について、今年度は施設種別に応じまして既存の保育部会または措置部会に報告するという形とさせていただいております。

それから、⑤としまして、虐待の状況等の報告・公表になります。「区議会に対して」と、資料は議会の仕様になっているんですけども、重大な虐待事案が起きた場合は随時報告を行うということ、それから、これまでも年1回保育に関する虐待の事例等の報告を児童福祉審議会にさせていただいておりますが、こちらをほかの施設も含めてやっていくという形になります。

それから、(2)関係部署の連携による虐待の発生予防及び対応力の向上については、先ほど少し申し上げたこととなりますが、この間、児童養護施設ですとか、保育施設については、虐待対応はかなりいろいろ進んで取り組まれているかと思えます。ただ一方で、今回新たに対象になった施設・事業、例えば当課のほうで担当しております幼稚園などでは、なかなかそのノウハウができていないといったところもございます。なので、今もそういった疑いがありますと、部の中で、例えば保育の質向上担当副参事の意見をいただいたりなどといった形で連携して対応しておりますので、今後もしっかり連携して取り組んでいくことを記載しております。

それから、(3)児童福祉審議会の体制強化の検討でございます。今回、対象施設が追加されたことで、報告件数、開催頻度の増加、また、新たな専門性等が必要になるということが見込まれることから、専門的な知識を有する新たな人材の登用をはじめとした児童福祉審議会の体制強

化について、今回は改選の時期であります令和8年度当初からの実施に向けて、この間、検討を進めてまいりました。

補足として、措置部会と保育部会の来年度の体制について、簡単に御説明させていただきます。

では、措置部会についてお願いいたします。

事務局

まず、対象の施設・事業がかなり多岐にわたることから、庁内で対応の検討を行った結果、部会の新設はせずに、既存の部会である保育部会と措置部会で役割を分担して対応することとなりました。

措置部会ですが、従前からの一時保護所や児童養護施設、里親、自立援助ホーム、母子生活支援施設等に加えて、意見表明等支援事業における虐待通告事案を担います。措置部会は、これまでも原則毎月開催されていること、また、今回の法改正により拡充された事業が意見表明等支援事業のみであることから、当面は現状の体制で対応していくこととしております。

事務局

保育部会について、御説明させていただきます。保育部会につきましては、保育所は従前のおりですけれども、認定こども園、家庭的保育事業等の地域型保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、こちらはこども誰でも通園制度になります。それから、放課後児童健全育成事業、児童育成支援拠点事業、児童館、こちらにつきまして保育部会のほうで扱うこととさせていただいております。

保育部会はこれまで虐待等の報告は年1回させていただいていたところですが、今回の法改正を受けまして、開催頻度を2か月に1回に増やすことを予定しております。また、来年度からは保育部会の専門家の委員の方をお一人増やすことで体制強化を図っていく予定で考えております。

御報告は以上になります。

事務局

それ以外に、当課で担当しております幼稚園については法体系が少し違っており、認定こども園法、学校教育法を準用するような形で、虐待の対応をするということになっております。国のガイドラインのほうでは、法体系が異なりますので、報告先としては、ガイドラインをそのまま引用しますと、「教育、医療、心理、福祉または法律に関する専門的な知識を有する者をあらかじめ指定し、報告すること」とされております。ただ、なかなか各自治体で個々にこうした専門家をそろえた会議体を設けるのが難しいということがございますので、今回、東京都がこういった分野の専門家による会議体を設置することになりました。区や市でそ

ちらの会議体のほうに報告しそこから助言をもらうことができるということになりました。必ずその会議体を使わなければいけないというわけではないんですが、区としては、幼稚園で今頻繁に虐待通報があるというわけでもない中で、対応事例の積み重ねや専門性の積み重ねといったことを考えますと、報告先としては東京都の会議体を活用したほうが妥当であると判断しておりまして、来年度、もしそういうことがあった場合は、東京都に報告し、その事例についてはこちらの児童福祉審議会のほうでも共有させていただくという形を取らせていただければと思っています。

御説明は以上でございます。

松原委員長

ありがとうございました。事務局からそれぞれの担当部署につきまして御報告をいただきました。

報告内容について、御意見、御質問があれば受け付けたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員

資料につけていただきました通報窓口のチラシはとても分かりやすく、通報をしやすい形になっていて、とてもいいと思いました。

一つだけ、資料3の別紙3のところ、通報件数が16件とあって、その全てが非該当だったということなのですが、通報されてきた側の思いと事実とはどう食い違いになっていたのかということ何か把握しておられましたらお聞きしたいです。もちろん一つ一つ個人情報絡むことなので詳しいお話を聞きたいわけではないんですが。

事務局

内訳として保育施設が11件と多いところになります。詳細な内容につきましては、次の保育部会で御報告させていただきますが、今手元に詳細な資料がないんですけれども、主に保護者の方を中心に、子どもに対しての少し厳しい声かけであったりとかについての電話での通報が多く来ておりました。虐待ではないけれども、適切ではなかったという部分も一定数あるかなと思っていますので、そこは現在調査中でございます。

委員

ありがとうございました。

委員

御説明ありがとうございました。施設職員による虐待を発見したときにとということで、このチラシがありますけれども、今までの施設内虐待に関しては、職員からの通報というのも通報のルートとしてあって、それを通報した職員については不利益処分を課さないということが法定されていますよね。

今回は、職員からの通報以外に、親御さん、保護者からの通報もあり得ると。そうすると、保護者の方としてはこれを通報したことによって、

自分の子どもなり、保育なりに不利益というか、ふさわしくないような待遇なり対応なりを危惧して通報しないということも出てくるんじゃないかと思うんですね。ですので、そうしたことに対してこのチラシの中で触れるということは必要ないのか、それとも別の手段でカバーできるのか、そのあたりはいかがでしょうか。

事務局

御意見ありがとうございます。こちらのチラシについては、基本的には主に施設の職員を対象に施設の中に掲示をしているものでございます。なので、保護者の方が目にするところにこのチラシが貼ってあることもあるかとは思いますが、今回はそこまでの想定をしての作成はしていないというのが正直なところでございます。なので、いただいた御指摘を踏まえて、例えば区のホームページですとか、保護者が目にするようなところについては、何らかの対応ができるかどうか、少し検討させていただければと思います。

委員

よろしく申し上げます。

委員

御説明ありがとうございます。こういう仕組みが入ることによって、これをきっかけにして各事業者のスタッフの皆さんが意識改革というか、在り方について検討いただけるといいなと思うんですけども、どんなことが不適切なのかとか、虐待とはどういうことなのかとか、子どもを踏まえた対応の仕方はどうしたらいいのかとか、職場の中でお互いに研さんし合うことであるとか、そういう研修の場があるといいなと思うんです。認可外保育施設まで含めるとなかなか広範囲になりますけれども、保育分野、学童クラブの皆さん、居場所の皆さんとか、それぞれの領域で、そういう機会や場が持たれるといいなと思いますので、何らかの意識を高めるための研修の場を設定していただけるといいのかなと思うということが1つです。

もう一つは、新しい体制での部会については、保育部会に増員するという形で対応されるということですが、保育部会はもともと保育の認可の役割があって、そうした専門性のある方が入っておられると思うんですけども、この観点はまた別の専門性になってくるので、そういう意味で、お一人で足りるのかなという気はしました。保育だけではなくて、学童クラブや居場所も入ってくるし、保育の専門性だけではないのかなというふうな気もしますので、幅広い専門分野の方が入られる場が必要なのかなと思いましたので、その点でも御検討いただきたいなと思いました。

事務局

1点目の研修について、事例の御紹介になるんですけども、今回こういった法改正がありましたということで、当課で所管しています私立

幼稚園のほうにも伝えたところ、私立幼稚園協会のほうから、「これに関する研修を行いたいので区にも協力いただきたい」というお話をいただきまして、部内の保育の質向上担当副参事が2人、私立幼稚園協会の会合に出向いて行って、虐待あるいは不適切な保育とは何かというところの研修を昨年11月ぐらいに実施したところで、法改正に伴って、かなり意識が高まってきているなという実感は得ているところでございます。

事務局

保育部会につきましては、新しく1名増員させていただきますけれども、学童の関係で区のほうにも関わりいただいている先生にも入っていただく予定です。保育施設だけではなく増えてきて、件数がどれだけあがってくるかというところがなかなか見えない中でございますので、まずは今回1名増員という形で進めさせていただいて、状況を見ながら、次期改選のタイミングで検討させていただければと思っております。

委員

本当に保育の場が多様化しておりますし、非常に規模も大規模な施設から小規模な施設、また、こうした一時預かりや乳児等通園施設事業も始まりますし、その規模や担う人の人材はかなり様々だと思います。そういう中で、共通の虐待防止の認識、さらには児童福祉法に関しても、当たり前前に知識として持っている方から、もう一度学び直してしっかり共有していかなければならない。子どもの命はどこにいても守られるようにして、そういう体制を強化していただくということは、私どもとしましてもお願いしたいところでございます。

今後、施設職員の虐待等の疑い、そして、保護者の方の虐待、あるいは不適切な養育と、重なるようなこともあるかもしれませんので、本当にきめ細かな、迅速な対応が必要かと思っております。よろしく願いいたします。

事務局

1点、補足をさせていただきます。先ほどの児童福祉審議会の委員のことになりますけれども、基本的にはあらかじめ指定させていただいた委員の方に参加・検討いただくんですが、例えば「こういう事案であればこういう方が必要じゃないか」といったことで、専門性のある方をその都度、必要に応じて登用するという形は取れると思っておりますので、もし事例によって追加でこういう方が必要じゃないかといったことがありましたら、そのときに判断して、適した方をお呼びするという形も取れると思っております。御承知おきいただければと思います。

委員

法律とは離れてしまうところもあるのかもしれませんが、対象に、障害児の通所施設とかがどうしても入っていない。でも、前後で見ると、放課後デイサービスとか、そういうところでの様々な事案なども報告されているところでございます。もしかしたらその他施設に

入ってくるのかもしれないんですけども、やはり数が増えているところもありますので、そういう意味では、リストになくても何らかの周知だったりをなされたほうがありがたいかなと思って見ておりました。

事務局 今お話しがあった障害の関係の施設については、たしか既にこの法律の対象になっていたかと思います。今回、ここに記載の施設が新たに対象になったという認識で間違っていないか、補足いただければと思います。

事務局 放課後デイサービスですとか、児童発達支援のような障害児サービス、通所のほうの虐待案件は、現状で障害福祉の障害者虐待の取扱いとして取り組んでいる状況でありますので、これは引き続き、こういった対応が進んでいくものかなというふうに捉えています。

委員 子どもは子どもですので、縦割りではなくて、相互にやり取りをしたり連携はもちろんあるという理解でよろしいでしょうか。

事務局 おっしゃるとおりで、例えば放課後デイサービスに通っているお子さんが別の日には学童クラブに通うということもあろうかと思っておりますので、そういうところは連携しながら共有すると思っております。

委員 私も障害児者の虐待には長く関わってまいりまして、児童発達支援センターや放課後デイサービスに関しては、障害者虐待防止法に基づいてかなり蓄積もあります。障害特性に応じた虐待対応については、今までの蓄積から学んでいただく、そして共有していただくといいのかなと今のお話を聞いて思いました。

それから、障害者虐待に関わっていると、精神科病院については精神保健福祉法の枠組みの中で虐待対応、ほかの障害関連は障害者虐待防止法でと、通報や対応のシステムが違っていて問題だと感じています。先ほど幼稚園と保育所等では流れが違ってくるといってお話がありましたが、対応に違いが生じないような工夫をしていただくことは必要かと思いました。

障害者とか高齢者については、東京都の権利擁護センターで、困難ケースのアドバイスだとか、相談に対応してくれます。子どもの難しい虐待事例について、東京都がどんな支援システムを築いていくかについては世田谷区からも積極的にアプローチしていくべきでは、と思いました。

事務局 御指摘ありがとうございます。今、幼稚園と保育所の違いのお話もありましたが、基本的に対応については幼稚園、保育園で特に変わりなく行っていくんですが、その最終的な報告先、報告してそこから助言をいただくという部分については幼稚園については東京都の会議体を活用

していきたいなと思っております。

委員

発言の機会をいただき、ありがとうございます。今御説明があったのは、令和7年の児童福祉法改正に伴う体制整備だと思うんですが、令和8年、今年12月に予定されている子ども性暴力防止法に対する体制整備についての御検討状況を教えてくださいませんか。

事務局

今年12月頃に施行が予定されている、いわゆる日本版DBSというものかと思えます。こちらについては、つい先日、国のほうからかなり分厚いガイドラインが出されたところでして、今、区のほうでも、各課でどういった対応が考えられるかを検討しているところです。

保育所の職員、区でも常勤の職員を抱えていますし、学校関係についても区の職員はたくさんおりますので、どの職員が子どもに関わるというところを、どこまでにするかは人事課ともかなり意見交換をしているんですけども、人事課のほうでもまだまだ決め切れていないようなところもあって、非常に悩ましい状況でございます。

ただ、今年12月に施行が迫っていますので、そこに向けて区としてどう対応していくかは、周知していく時間も必要になりますので、なるべく早いタイミングで結論を出していきたいと思っております。

委員

ありがとうございます。引き続き、よろしく願いいたします。

松原委員長

それでは、乳幼児短期緊急里親モデル事業の実施状況について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

乳幼児短期緊急里親モデル事業の実施状況について御報告いたします。

資料4を御覧ください。乳幼児短期緊急里親モデル事業につきましては、令和7年6月23日の世田谷区児童福祉審議会での実施について報告をしたところですが、令和7年9月から事業を開始しましたので、この間の実施状況等について報告をさせていただきます。

まず、1のモデル事業の概要です。(1)の乳幼児短期緊急里親モデル事業の目的としましては、愛着形成において重要な時期である3歳未満の乳幼児について、児童福祉法に規定する一時保護の委託を行う際に、家庭と同様の環境で保護をするということで、児童及びその家庭の福祉の向上に資することを目的としております。(2)の事業の対象となる児童ですが、児童相談所が児童の安全を迅速に確保し、適切な保護の実施、または児童の心身の状況その置かれている環境その他の状況の把握をする必要があると認められた乳幼児で、対象年齢をおおむね生後4か月以降の乳児及び就学前の幼児としております。(3)の緊急里親の待機時間ですが、8時30分から21時の間で、その時間帯は連絡可能な体制を取り、

待機していただくこととしました。なお、待機を必要としない休日として月4日間を設定しております。(4)のサポート里親についてですが、緊急里親と委託されているお子さんをサポートする役割を担っていただくため、緊急里親の中から、医療職または保育士の資格を有するほか、乳幼児の養育経験などの要件を満たす方を区が指定することにしました。

次に、2の緊急里親の選定及び研修等についてです。(1)緊急里親の募集及び選定については、記載のとおり、7月9日から区に登録している養育家庭を対象に公募しまして、7月16日に説明会の開催、8月7日に選考委員会による審査及び選考を行い、9月1日からモデル事業を開始いたしました。(2)の選考結果ですが、申込みのあった2家庭について審査し、両家庭ともに審査基準を満たしていることから、2家庭を乳幼児短期緊急里親(以下「緊急里親」)と選定し、そのうち1家庭をサポート里親として指定しました。

なお、選考基準としましては、医療職や保育士などの専門職としての保有資格や養育家庭の通算経験年数、乳幼児の受託経験、志望動機等を総合的に評価いたしました。

(3)オリエンテーション及び研修につきましては、資料の一覧のとおり実施しております。1月から2月(予定)とされている乳児院実習につきましては、2月23日に実施予定となっております。

次に、3の実施状況についてです。(1)の事業開始は先ほどお話しさせていただきましてとおり、令和7年9月1日です。(2)の一時保護委託の状況につきましては、1件となっております。

最後に、4の今後の予定ですが、1月以降、年度内に緊急里親の交流会を開催予定です。開催時期等につきましては調整中となっております。また、来年度もモデル事業として継続し、評価検証を行っていく予定です。

御報告は以上でございます。

松原委員長

ありがとうございました。この報告内容についての御意見、御質問をお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

委員

先駆的な取組で素晴らしいなと思います。積極的な役割を果たしていただけるとありがたいなと思います。

モデル事業とありますけれども、これはまだ本格実施という形には移っていかれないのか、そのあたりを伺いたいというのが1つと、それから、今2家庭ですけれども、今後増やしていかれる予定はあるのかどうかを1つお聞きしたいです。

また、現在、1家庭はサポート里親さんだということなんですけれども、具体的にサポート里親さんとしてはどういった機能を果たしていたのかを御説明いただけたらありがたいというのが3つ目です。

最後に、9月に開始されてから利用が1件ということで、「意外と少ない」と思ったんですけれども、この数はどういう要因なのか。乳幼児さんの一時保護は結構あったと思うんですけれども、児相として、そこまでの必要性はないという判断でこうなっているのか、その評価について伺いたいと思います。

事務局

来年度につきましてもモデル事業という形で実施をしていき、その後、評価検証して、本格的に実施していくかどうかにつきましても、現状を踏まえながら検討していくというような流れになってまいります。

ずっと待機していなければいけないということもあって、ハードルは高かったかなとは思っているところなんです。実際、今回1件受託していただいた状況についても里親さんたちにも共有させていただいて、「意外とこのぐらいだったらできるかな」というようなお気持ちを持っていただけるといいなと思っているところなので、今は2家庭ですが、当初からの目標である4家庭は目指していきたいと考えております。

サポート里親につきましては、このモデル事業を自治体としてやるのは本当に初めてになります。法人がやるのとはまた違って、個人の里親さんが実施、受託するので、どんなに専門性がある方でもやはり不安とか戸惑いはあるかと思えます。児童相談所や里親支援センター、里親支援専門相談員も支援はしていくんですが、やはり同じ里親さん同士で、ちょっとしたことでも電話などで相談ができるとか、訪問して顔合わせをして子どもとも関わってもらえるなどといった体制をとりながら実際に緊急里親さんが安心してお子さんを受け入れられるような体制を取りたいと考えて、このサポート里親をつくったという経緯がございます。

また、一時保護委託後も、月2日は休息日を設けておりますので、その間にサポート里親さんがレスパイトとして引き受けていただくという形で、しっかりと休息も取っていただきたいと思っておりますので、そのためにも子どもとも顔の知った関係を持ってもらうということで顔合わせもしているところです。

事務局

最後に御質問いただいた利用実績の件についてお答えします。

9月1日からモデル事業を実施して、利用1件ということなんですけれども、9月1日の開始直後ぐらいに一時保護が必要な乳幼児の子がおり、緊急里親を活用しているところです。既に現在家庭復帰をしている

ところなんですけれども、この間、親御さんとのアセスメントとか環境調整を行ってございまして、原則この緊急里親は大体2か月間というところですが、家庭復帰という方針があった中で、2か月を少し延長した形で実施しております。現状、サポート里親を除くと緊急里親に登録いただいているのが1家庭ですので、1家庭の中で2か月と少し1件が入ったというところでの実績1件というふうになっております。

この間、確かに乳幼児の一時保護もございましたが、緊急里親を活用するような緊急的な一時保護というケースはなかったと記憶しております。

事務局

補足させていただくと、今年度、一時保護が必要な幼児というのが全体的に少ない傾向があるのが1つあります。

それから、乳幼児の一時保護も発生しているという話がありましたけれども、乳児の場合には、おおむね4か月以上という条件がある中で、やはり生まれた直後の保護という場合には、やはりリスクが相当ありますので、緊急里親さんではちょっと難しい。そのあたりで乳児院を使わざるを得ないという事例がありました。

ただ、そういった子も、ここ最近の傾向として乳児院にずっといっ放しということはあまり発生しておらず家庭復帰しているもので、4か月未満となりますと、乳児院を活用して、できるだけ早く家庭の調整をして親元に帰ってもらうという両輪でやっています。さっき説明がありましたように、1家庭で、2か月以上小さい子を見ていただくこととなりますと、緊急里親さんが稼動している間にもう1人保護が必要な子が出てしまったらどうしようということは常に思っていたんですけれども、そこは里親さんに休んでいただきながら待機していただいているので、モデル事業の間として、この実績がすごく少ないかということ、このくらいがちょうどいいスタートなのではないかなというふうには見ております。

委員

御説明ありがとうございます。よく分かりました。そうすると、サポート里親さんというのはペアみたいなイメージで今受け止めたんですけれども、緊急里親さんのところにお子さんが預けられているときは、サポート里親さんも動くから、同じように支払いがあるんですか。

事務局

おっしゃるとおりです。

サポート里親さんも、緊急里親として登録をいただいているので、その分の待機料というのはお支払いをしているということになります。

委員

待機中も何らかの手当が出ているということなんですか。

事務局 待機中は10万円が出ます。一時保護委託になりましたら、今度、一時保護の委託費となります。

松原委員長 これから検証されていくということですので、検証結果をお待ちしたいと思います。

本件については以上としまして、(5)意見表明等支援事業の実施状況について、事務局より御説明をお願いします。

事務局 意見表明等支援事業の実施状況について、児童相談支援課より御報告をいたします。

資料5を御覧ください。児童相談所が関わる子どもの権利擁護に係る取組の一環として実施している意見表明等支援事業について、引き続き、令和7年度の実施状況を御報告するものです。

初めに、1の実施状況です。(1)一時保護所ですが、毎週火曜日の13時から17時までアドボケイトの定期訪問を実施しております。

活動の流れは以下のとおりです。まず、①として、一時保護所職員から事業者に、子どもの下の名前、学年、配慮事項を引き継いでおります。②ですが、引継ぎを受けた上で、アドボケイト活動として、各フロアで子どもと交流し、希望する子どもがいれば個別面談を実施しております。子どもから意見表明の希望があった場合は、伝えたい内容や伝えたい相手などを所定の様式に記入し、伝達ミスがないようにしております。③ですが、②の活動後、事業者内での活動の振り返り、記録の作成、整理をし、④事業者から一時保護所職員への報告、意見用紙等の引渡しを行い、定期訪問終了となっております。

続きまして、意見表明件数等の状況ですが、4月から12月末までで合計37回の定期訪問があり、右の2列にございますとおり、個別面談を実施した件数は合計で166件、意見表明に至った件数は合計で74件となっております。一番下の行には昨年度の各種合計数を記載しております。

裏面に移ります。子どもへの周知等ですが、入所前に渡す一時保護所のしおりへの掲載、各フロアでのアドボケイトの顔写真が入ったポスター掲示により周知しているほか、アドボケイトからの個別の事業説明等を実施し、理解促進を図っております。また、各フロアの既存の意見箱とは別に、アドボケイト用のポストを設置しており、次回活動後の個別面談の予約をすることができるようになっております。児童養護施設及び里親に措置、委託されている児童への周知等については現在検討中です。

(2)里親家庭ですが、世田谷区から里親家庭及びファミリーホームに措置されている世田谷区在住の児童を対象に実施しております。1回の

訪問につき合計2名から3名のアドボケイトが訪問し、1名は里親へ事業説明を行い、1名から2名は里子へ事業説明及びワークショップを実施しております。今年度1回目の訪問は8月から11月の期間にて実施しました。対象児童数は20人、家庭数は14家庭で、意見表明件数はゼロ件でした。今年度中に2回目の実施を予定しております。

(3)児童養護施設ですが、区内児童養護施設2施設を対象として、令和8年1月に複数名のアドボケイトが訪問し、集合的なワークショップを実施しました。対象児童数は29人で、意見表明件数は2件でした。

2の表明された意見への対応状況ですが、意見表明された内容は、事業委託の担当課である児童相談支援課を通じて児童相談所、一時保護所に伝達し、意見を受け取った職員は対応を検討し、子どもにフィードバックをしております。また、月に1回、事業者、児童相談所、一時保護所、あと児童相談支援課が参加する定例協議会を開催し、表明された意見への対応状況等を確認、共有しております。

参考として、対応例を4つ記載しております。1つ目の例は、「いつ家に帰れるか知りたい」という意見です。それまでも担当児童福祉司が説明をしていたところではありますが、改めて児童相談所の対応状況を伝え、安全が確保されるように調整しているところだということを説明する対応をしております。

ページ移りまして、2つ目の例は、「家族に手紙を渡したい」というものです。これについては、担当児童福祉司が内容を確認の上、父母面会の際に本児から家族に手紙を渡すという対応をしております。

3つ目の例は、「公園へ行き、思い切り体を動かしたい」というものです。これについては、一時保護所職員が対応し、公園へ出かけ体を動かし、たくさん遊ぶことができ、本児も満足していた様子であったと報告を受けております。

4つ目の例は、「退所する児童へ最後の挨拶がしたい」というものです。これについては、一時保護所職員が調整を行い、退所する前に当該児童とお話しする時間を設けるという対応をしております。

最後に、4の今後の課題等です。区外施設及び里親家庭への対応方法の検討や訪問活動以外の子どもからのアクセス手段の確保等を今後の課題としております。

説明は以上になります。

松原委員長
委員

ありがとうございました。この件につきましても、御意見、御質問を受けたいと思います。いかがでしょうか。

御説明ありがとうございます。件数も多くて活発に活動されているなど

思います。

里親さんや児童養護施設にも訪問されていますけれども、児童養護施設の区内2施設の場合は、区児相が措置している子に限定されているんですか。施設入所の全てのお子さんに対応をされているのか、そこを伺いたいと思います。お願いします。

事務局

そのあたりが実際課題になっています。2施設ありますので、そこに伺って、一応対象としては世田谷区が措置している事業の意見表明というところで聞いていくんですけれども、とはいえ、その施設に伺ったときに、「世田谷区の子しかお話しできないよ」とはできないので、ワークショップには、その施設で希望してこられるお子さんたちにもこの意見表明等支援事業について説明するということはしております。そこは、世田谷区が措置している児童でなくても、こういう事業があることを知っておくという意味では効果的かなと思っております。

実際にこの間も訪問に行ったときに、区が措置している子でない児童から意見表明がありまして、そうなったときにどうしようかなというのは課題なんですけれども、今回に関しましては、措置に関するのではなくて、施設に対する意見表明だったので、それについてはアドボケイトのほうから施設にフィードバックをして対応を検討してもらおうというような形を取りましたけれども、やはり今後、世田谷区が措置している区外施設の児童についても考えていかないといけないと思っています。そこにまた別の自治体の委託している事業者が訪問するというようなことになると、今度は施設としても対応が相当煩雑になりますので、そこは今後も都と児相設置区でさらに検討を進めていくことになるかと思っています。

委員

御説明ありがとうございます。大変活発な実施状況ですが、1つお伺いしたいです。制度をつくるときに、里親家庭での活動がなかなか難しいというので、ほかの自治体なりと、今回は里親家庭での交流、面談が行われているということで、こういう地ならしというんでしょうか、里親さんたちに対しての事前の説明とか、了解を得るための工夫とか、どういう取組をされたのか教えていただけますでしょうか。

事務局

里親さんから少しハレーションがあるかなと想定していたんですけれども、おおむね受入れは良好でした。まず、春先に、里親さんたちと、児童相談所や里親の支援に関わる方たちとが一堂に会して顔合わせ会というのをやります。そのときに、こういった事業を始めるよということで事業者さんにも来ていただいて、具体的にこんなことをやるんだということを、経験もある事業者さんだったので、具体例なんかも出しな

家庭及びファミリーホームに措置されている世田谷区在住の児童対象ということにはなっております。ただおっしゃられるとおり、同じファミリーホームに措置されているお子さんにつきましては、今回は話を聞いております。「あなたのお話は聞けないよ」ということではなく、一緒に話を聞いている状況なので、もしそのお子さんから何か話が出てきたときでも、その里親さんにフィードバックをしながらという形になるかと思えますし、また、措置に関することでしたら措置元の児童相談所と調整をしていくことになると思っております。

今後、例えば里親さんのおうちではなかなか話しにくい状況も出てくるかもしれませんが、今回1回目ということでしたので、まずは里親さんにも安心していただきたいというのがあって、里親家庭に訪問しております。2回目も、基本的には里親家庭に訪問をしてというふうには思っておりますけれども、例えばその中で、里親さんがいる中では話しにくいというようなことがあれば、そこは随時検討していきたいと思っております。

委員

里親家庭は、共働きの家庭も増えていて、訪問の日程調整等がすごく大変ということもお伺いしているので、児童相談所訪問とか里親支援センターの訪問に加えて、アドボケイトの訪問があるということで、そのあたりのスケジュール調整も踏まえて、子どもが里親家庭でなかなか、里親さんがいるところで意見を話せないということもあるので、今後人材とかも大変だと思うんですけども、いろんな方法を取っていただいて、子どもたちも意見表明ができる機会とか、できる場所を多様にとりいただければと思っております。

松原委員長

ほかはよろしいでしょうか。

それでは続きまして、(6)令和6年度世田谷区児童相談所運営状況(事業概要)等報告について、資料6の説明をお願いしたいと思います。

事務局

令和6年度世田谷区児童相談所運営状況について御報告させていただきます。

資料6の1枚目、かがみ文を御覧ください。2の児童相談所の運営状況等の点線枠内に主な報告事項を抜粋して記載しております。別紙に報告書の本編がございますので、そちらを併せて御覧いただきながら御説明させていただければと思います。

まず、1点目、相談の受理状況でございます。報告書の12ページを御覧ください。令和6年度の児童相談所における相談受理件数は、表の一番下の部分、2583件ございました。令和5年度から158件増加となって

おります。相談経路としましては、例年どおりではございますが、警察からの相談が1078件と最も多く、次いで、下のほうですが、家族・親戚の518件、その下の近隣・知人の428件と続いております。

隣の13ページに相談内容の内訳を記載しておりますが、2583件のうち、一番上の1696件が被虐待相談で最も多くなっております。

次に、16ページを御覧ください。こちらに児童虐待の相談の種別について記載しております。相談の種類につきましては、例年と同様の傾向でございますが、心理的虐待が最も多く7割弱を占めております。面前DVということで警察や近隣からの通告が多数入っており、これらは心理的虐待に分類されるため、件数が多くなっているという状況でございます。

続いて、隣の17ページを御覧ください。3の児童虐待相談の対応状況等でございます。令和6年度の虐待相談対応件数は、児童相談所が1736件、その下、子ども家庭支援センターが1811件で、合計3547件となっており、これまで同様、増加傾向でございます。この対応件数とは、令和6年度中に助言指導や福祉指導等の援助方針を決定し、対応したケースの件数となっております。

次に、一時保護の状況でございます。恐れ入りますが、32ページをお開きください。令和6年度における区の児童の一時保護の人数は157人となっており、昨年度と同程度となっております。このうち132人が区の一時保護所で保護を行っており、そのほかの25人については、乳児院や里親、医療機関等で保護を行っております。なお、区の児童の一時保護の理由は、例年同様ではございますが、虐待が最も多く102人となっております。

続いて、34ページをお開きください。社会的養護の状況でございます。令和7年3月31日現在、施設、里親等への入所措置、養育委託をされている区の児童は135人となっております。令和6年度の特徴としましては、真ん中に表がございまして、児童養護施設の入所者数が、令和7年3月31日現在72人となっており、昨年令和6年3月31日時点の56人から16人増加しております。この要因としましては、昨年度の社会的養護を必要とする児童は、発達の課題や虐待の影響によるトラウマがあり、個別的なケアを必要とする児童が多い傾向にあることから、心理司の配置があるなど、専門的な支援を行える児童養護施設への入所が増えたと考えております。

続きまして、40ページをお開きください。一番下の(4)の養育家庭の登録数及び委託児童数でございます。先ほど里親部会の開催状況において

11月30日の最新数値が載っていたところではありますが、報告書には、令和6年度の実績として令和7年3月31日時点の登録数として、区内養育家庭の登録数66家庭、区の委託児童数18人を記載しております。

次に、1枚おめくりいただき、42ページでございます。里親等委託率の現状でございます。令和7年3月31日現在、28人の児童が里親家庭、ファミリーホームに委託されており、区における里親等の委託率は26.2%となっております。令和5年度末には29.2%でしたので、3%の減少となっております。この減少の理由としましては、先ほど社会的養護のところで申し上げたとおり、児童養護施設等への入所者数が増えるなど、施設入所の児童数の増加率が養育家庭やファミリーホームへの委託された児童数の増加率を上回ったため、前年度より委託率が低下したものでございます。

続いて、50ページをお開きください。子どもの権利擁護でございます。一番下に意見表明支援事業の実施について記載しております。こちらにつきましても、先ほど児童相談支援課から御報告がございましたので詳しい説明は割愛させていただきますが、右側のページに令和6年度の実績等を記載しておりますので、参考に御確認いただければと思います。

最後に、63ページをお開きください。こちら各関係機関との連携状況でございます。一番下、エを御覧ください。令和6年度より、一時保護所に元学校管理職の学習指導専門員を配置しまして、原籍校と連携しながら、個別指導計画など子どもの学習状況に応じた支援に取り組んでおります。また、一時保護所における学習用タブレット端末の導入検討や原籍校への登下校支援など、一時保護児童の学習権の充実を図ってまいりました。これらについては令和7年度から導入し、実施しているところでございます。

以上、令和6年度世田谷区児童相談所運営状況の主な報告事項となります。今回説明を割愛させていただいた項目につきましては、恐れ入りますが、後ほど御確認いただければと思います。

私からの御報告は以上となります。

松原委員長

ありがとうございました。それでは、この報告内容につきまして御質問、御意見を受けたいと思います。いかがでしょうか。

委員

丁寧にまとめていただいて、状況がよく分かるなと思って拝見していただんですけども、DV以外の心理的虐待がどれくらいあるのかなと思って、ちょっと伺えればと思いました。

事務局

DV以外の心理的虐待につきまして、具体的な数字は今持っていないので分からないんですけども、いわゆる面前DVという、子どもの前で

夫婦げんかという件数は多いです。ただ、それ以外にも、やはり親子の関係の中で、親が子どもに対して暴言を吐くといったことも当然心理的虐待になりますし、そういった件数も多く見られているところでございます。

委員

御説明ありがとうございます。充実した活動をされているなと思うんですけども、児相を設置して6年ほど経過して、当初立ち上げたときのメンバーから大分替わってこられているのかなという予想もするんですけども、改めて、受け継いでいくということが必要だなと思うんです。定着というところでは何か意識していらっしゃることがあるのか教えてください。児相の中でメンタル的にも非常に疲弊される場合も多いと思うので、メンタルケアも必要だろうと思いますし、児相の職場の中で支援者支援みたいな、お互いに助け合うようなこととか、あるいは雰囲気づくりとかということも必要だと思うんですけども、何か定着に関して意識的に取り組んでいってほしいことがあれば教えていただきたいなと思いました。

事務局

開設して6年目ということで、ちょうど人事異動のタイミングも来て、人の入れ替わりが進んでいるところかなと捉えております。一方で、そういった人材をいかに定着させて支援をしていくか、また、その支援の質をどうやって上げていくかというところは大きな今後の課題かなと捉えております。人材定着とか支援の質の向上に向けましては、人材育成をいかに計画的にやっていくかが大事かなと思っております。

報告書の56ページに人材育成の部分を記載させていただいております。児童相談所におきましては、人材育成計画ということで、研修計画等を作成しながら、それぞれの職種であったり経験年数に応じて、それぞれ目標を掲げながら必要な研修というのを体系立ててやっているところで、個々人のスキルを上げる仕組みであったり、また、新たに入ってきた職員に関しましては、やはり専門性の高い困難な仕事というところで、1人で抱えて悩まないように、4年目から6年目の職員を中心にOJTを組んで、ともにフォローしながら、サポートしながら職務に当たっていくというようなところを体系立ててやっています。どうしても相談の内容とか、支援の内容、ケースの内容によってなかなか難しいところに直面することもございますので、やっぱり職員の心理的な安全性の確保というのは大変必要なかなと捉えておりますので、各係長級がSVということでフォローに回っておりますが、ケースのフォローだけではなくて、その職員の状況、メンタル的なところも含めたサポートとかを意識的に行いながら定着させていくことを考えているとこ

るでございます。

委員

児相もあるし、子ども家庭支援センターもあるし、ほかの部署もあるから、社会福祉職の方についてはキャリアを積む方法もあると思うんですけども、そういうことも含めたキャリアラダー、キャリアパスというか、福祉職の方が、1年目にはこのぐらいの力をつけて、達成目標がこのぐらいで、そのためにはどういうふうなことをしていくとか、何かそういう全体設計図みたいな、人材育成計画みたいなものがあるといいなと思うんですけども、その辺りは世田谷区としてはどうなんでしょうか。

事務局

人材育成計画は、令和2年度に開設して、その年に作成をしていて、キャリアラダーについても、心理司、福祉司ともに、一時保護所も作成はしてあって、それも絵に描いた餅にならないように、併せてチェックリストというものを作って、児童福祉司、心理司も含めて、人事異動のヒアリングを管理職とやるのは毎年区のどこの部署でもやっているんですけども、その中でチェックリストもつけてというところで、1年間の自分のスキルアップの振り返りというのをしています。あわせて、支援調整担当という、研修のことですとかを取りまとめている係がありますので、その係の担当者がチェックリストの傾向をまとめたり、その分析結果を出してくれたりとかで、みんながどこに自信を持っていないのかといったことはチェックをしています。

昨年度でいえば、やはり法的対応のところ、28条ケースの件数はそこそこあるんですけども、みんながみんな経験をするわけではないので、そういった法的対応のところが苦手意識が高いかなということで、区で委託をお願いしている弁護士さんに研修をお願いするとか、そういった難しい事例が出たときに、毎週開いている援助方針会議の中の全体会で紹介をして、「何かあったときにこの人に聞けばいいよ」とか、そんな声かけをしたり、共有をしたりというところは努めています。

先ほどの人材育成のための体制はずっと取ってきてはいるんですけども、今ざっと名簿で数えたら、開設前からいた職員はもう3分の1ぐらいしか残っていないので、やはり引継ぎもそうですし、変えないほうがいいものに変えていったほうがいいものというのがあると思うので、さっきも申し上げた全体会の中で伝えるとか、年に1回の新人の研修の中で、世田谷の児童相談所をどういった経緯でつくってきたかみたいな話もしておりますので、そういったことで、そのときの機運を伝えていけたらいいなとは思っております。

ただ、そうはいつでも、やはり人事異動のローテーションがある中で、

だんだんそこは薄まっていきながらも、経験者採用の新たな職員も加わっておりますので、そのよさを生かしながら、今年は職員アンケートなんかもして、課題に思っているところについていろいろ意見を聞いたりしているんですけども、そういった中でそれぞれの職員の持っている過去のいろいろな経験も生かしながら、またいいものにしていったらいいかなということで進めているところです。

委員

ありがとうございます。

松原委員長

循環と定着は大切な課題だと思います。ほかはいかがでしょうか。

それでは、本件についてもこの程度にしたいと思います。

本日の議事は全て終了したということで扱わせていただきます。進行を事務局にお返ししたいと思います。

寺西課長

委員長、進行をどうもありがとうございました。また、委員の皆様におかれましても、長時間にわたり貴重な御意見をたくさんいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは最後に、事務局から2点、事務連絡をさせていただきます。1点目は、今日の議事録についてです。整い次第、皆様にメールでお送りいたしますので、御自身の御発言の部分を御確認いただきまして、お気づきの点などがありましたら事務局まで御連絡ください。その後、議事録は区のホームページに、今日の資料と一緒に公開させていただきます。

事務連絡の2点目でございます。本日、御退庁の際は正面玄関ではなく、時間外出入口を御利用いただくこととなります。エレベーターで1階まで降りていただきましたら職員が御案内させていただきますので、御承知おきいただければと思います。

それでは、以上をもちまして令和7年度第2回世田谷区児童福祉審議会本委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。